

犯行予告等への対応要領

1 目的

自治体等に対してメール、その他の手段をもって行われる犯行予告等を受領した際の市の対応要領について定める。

2 対象とする事態

狛江市国民保護計画の対象となる事態に至らないもので、平時の市公共施設、市民等を対象とした爆破、誘拐、殺人等の犯行予告事態

- (1) 電話、メール、手紙等をもって、市庁舎又は市の管理する施設に対して送付されてくる犯行予告、爆破予告、殺人予告等
- (2) (1)と同様の手段、内容をもって民間事業者に送付されてくるもので、同事業者から市へ情報提供や対応の支援を求められた事態のうち、市が対応する必要があると判断された事態
- (3) 都、警察等からの情報提供、注意喚起による事態

3 主要考慮事項

- (1) 事案の信憑性、実行の可能性
- (2) 犯行が生じた場合の市民等への影響の度合い（特に市民等の生命、安全）
- (3) 市職員の業務への影響
- (4) 実行可能な対応策の範囲とこれによる市民生活への影響
- (5) 再発、模倣犯の防止

4 市の対応案

- (1) 所掌課：危機管理監及び安心安全課
- (2) 情報収集・共有
 - ア メール等が届いた部署、施設等から指揮・命令系統に沿って安心安全課に連絡、メールの場合は併せて安心安全課にメールを転送
 - イ 原則として安心安全課から調布警察署に連絡し、併せて調布警察署が承知している他市の状況、警察の見解等を確認。犯行予告時刻まで時間の余裕がない場合、犯人と直接対応した場合（電話を含む。）は該当部署、施設、人から直接調布警察署に連絡してもよいが、その場合は安心安全課に連絡する際に警察に連絡したことを含ませる。（時刻、相手先、内容）
 - ウ 必要に応じ、安心安全課から他区市の状況、対応要領を直接確認
 - エ 市への脅迫の内容に民間施設等が含まれている場合は、当該施設、民間事業者等へ安心安全課から通報

(3) 対策の検討

- ア 犯行予告内容の実行の可能性、差出人(団体)の過去の犯行予告等の実績(他自治体含む。)等を調査し、信憑性を判断
- イ 警察等から情報提供、注意喚起を受けた事案、警察が捜査を開始した事案については、信憑性が極めて高いものと判断し、警察と連携して対策を検討、調整
- ウ 庁内において臨時庁議の開催又は庁議メンバーに対して庁内メッセージ等による情報共有、対策に関する意見交換を実施
- エ 市の対応については以下のとおり。

① 警戒レベル1

信憑性が極めて低いと判断できた事案に対する警戒

- ・ 通常の勤務態勢
- ・ 犯行予告時刻までに、勤務の合間を活用して目視で不審物、不審者等を搜索
- ・ 犯行の対象者が小・中学生等(乳幼児、高校生を含む。)の場合は、下校等に併せて青色回転灯付き庁用車を使用した職員による青色防犯パトロールを実施
- ・ 部外公表は実施しない。(庁内限り)
- ・ その他、事案の特性に応じて対策

② 警戒レベル2

警戒レベル1と同様に信憑性が低いと判断されるが、差出人(団体)が過去に他市等に何らかの行動を起こした例がある場合の警戒(危険物ではない小包、不審物等を郵送または庁舎内に設置した例等があると確認された場合)

- ・ 通常の勤務態勢
- ・ 職員による一斉搜索を統制して複数回実施
- ・ 不審物等を発見した際は警察の指示に基づき処置
- ・ 不審者を発見した場合は職員(2名以上)により声がけを実施
(何かお探しですか。何かお困りですか、生徒の保護者の方ですか等)
- ・ 不審物の内容に応じて警戒レベル3へ移行するか否か、庁内で情報共有する範囲(庁議メンバー限り又は庁内限り)、部外公表を行うか否か等を判断

③ 警戒レベル3

信憑性が高いと判断された事案に対する警戒(警察との調整による。)

- ・ 災害対策本部に準じた体制で対処(本部室の設置は状況による。)
- ・ 部外公表を実施し、市民に注意喚起
- ・ 犯行予告時刻の1時間前までに以下の事項を実施
 - 警察と連携して、施設利用者等の施設外への避難完了、必要に応じ施設周辺の道路の通行止め、避難区域(立入禁止区域)の設定、同区域内の住民避難等の処置
 - 犯行予告時刻まで数時間の余裕がある場合は、警察と連携し、職員により統制して一斉搜索を実施。
 - 職員の施設からの避難完了

○職員の避難に併せて、施設の防火扉等の閉鎖、施設入口の施錠

○爆破予告時刻 30 分前を目途に狛江消防署（状況により消防団）による消防車の事前配置

- ・ 犯行予告時刻を 1 時間経過しても変化がない場合は、警察と調整して職務に復帰し、その旨を部外公表
- ・ 小・中学生等の誘拐、襲撃等を示唆する内容の場合は、学校、保護者と連携して休校、集団（方面別）下校、保護者による迎いの処置等により危険を回避
- ・ 警察による市内パトロールの強化を要請するとともに、使用可能な全車両による職員の防犯パトロールを実施（時期、場所等について、効率的、効果的にパトロールできる態勢を警察と調整）

（4）各警戒レベルに応じる市の態勢

ア 警戒レベル 1 及び 2

- ・ 全般統制：危機管理監
- ・ 総合調整：安心安全課
- ・ 不審物搜索、不審者声かけ：各部、各施設職員
- ・ 不審物の処置：安心安全課
- ・ 職員による青色防犯パトロール：青色回転灯付き庁用車を保有する各部
- ・ 状況により、私服警察官の施設内巡回を要請

イ 警戒レベル 3

- ・ 全般統制：危機管理監
- ・ 総合調整：安心安全課
- ・ 一斉搜索：各部、各施設管理者
- ・ 避難統制：総務課
- ・ 避難時の施設使用統制：総務課
- ・ 利用者避難支援：各窓口等の担当部、各施設管理者
- ・ 施設立入禁止措置：総務課（+各部からの支援）
- ・ 道路通行止め、避難区域の設定：安心安全課（警察と調整）
- ・ 部外公表：秘書広報室（内容により公表の範囲、内容、手段を検討）

（5）民間事業者から支援を要請された場合

ア 市として実施できる対策または市が実施すべき支援等について、その内容、範囲、程度等を判断

イ 市が実施する対策としては、原則として、危険区域・立入禁止区域の設定、市民への広報（注意喚起）、市内の防犯パトロール、連絡員の派遣等を検討

5 その他の処置事項

（1）被害届の提出

（2）不審物を判別しやすいように、平素から庁舎内の整理・整頓（特に廊下等）

（3）各部等が所掌する倉庫等の施錠、定期的な整頓、点検（リサイクルボックスを含む。）

- (4) 特に市民が頻繁に来庁する部署においては、平素から来庁した市民の状況、不審物の状況を適時確認することを習慣化し、不審な点があった際の連絡系統を確立